

役員のための財務税務会社法ニュース

## 日税マネジメントレポート

今回のテーマ： 税務調査の実態

国税庁が発表した平成21年度（平成21年7月～22年6月）の税務調査の概要は、つぎのとおりです。

### 1. 税務調査の状況（全体）

税目	所得税	法人税	相続税	消費税	
				個人	法人
申告数(千件)	23,674	2,786	1,141	未公表	-
実地調査数(千件)	102	139	14	63	131
申告モレ数(千件)	80	100	12	50	72
申告モレ発見割合(%)	78.3	71.9	84.8	79.8	55.0
申告モレ所得金額(億円)	5,853	20,493	3,995	未公表	-
調査による追徴税額(億円)	1,020	3,799	856	291	614
調査1件当たり			(申告モレ1件当たり)		
申告モレ所得金額(万円)	573	1,474	3,400	未公表	-
追徴税額(万円)	100	273	729	46	47

所得税申告数のうち還付申告数 12,993 千件 相続税申告数は被相続人の数  
調査対象は、法人税：5年間、所得税：3年間まで遡ることができます。

### 2. 重点調査の状況

海外取引については、各税目とも、重点調査項目の一つとなっています。

所得税では、平成21年度に初めて「いわゆる富裕層への対応」という調査事績が発表され、富裕層も重点的な調査対象となっています。

「富裕層」とは、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得（給与など）が特に高額である者などとしていますが、金額基準等は公表していません。

調査対象(税目)	富裕層(所)	海外取引(所)	海外取引(法)	移転価格(法)	海外取引(相)
実地調査数(件)	3,061	3,663	13,145	100	531
申告モレ所得(億円)	374	622	8,041	687	319
調査1件当たり申告モレ所得(万円)	1,221	1,698	6,096	68,700	7,477
					(申告モレ1件当たり)

国税庁が重点調査を行っている項目では、実地調査の件数は少ないものの、1件当たりの申告モレ所得は、実地調査の平均（1.の表参照）と比べ、大きく上回っています。

### お見逃しなく！

国税庁では、租税回避などに的確に対応するため、各国間での租税条約などに基づく情報交換制度を積極的に活用しています。

租税条約に基づく情報交換事績 平成21年度 50万件（前年 26万件）（国税庁ホームページより）